

農山漁村地域整備計画 事後評価調書

整備計画名	徳島県自然災害に強い農山漁村づくりのための治山事業計画					
整備計画年度	平成27年度～令和元年度（5年間）	交付対象	徳島県			
1. 交付対象事業の進捗状況【実施要領^{注1}第5の2の（1）】						
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画対象の38地区について事業を実施した結果、12地区が事業完了となり、定量的指標における山地災害防止機能が確保された集落数の追加については、令和元年度までに計画どおり達成できた。 ・計画期間内に事業完了が図られなかった地区については、引き続き次期計画により事業完了に向けて取り組み、山地災害防止機能が確保された集落数を増加させる。 						
2. 事業効果の発現状況【実施要領第5の2の（2）】						
<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害危険地区において、治山ダム工や山腹工などの施設整備を実施し、土砂流出の防止をはじめとした森林の持つ防災機能の高度発揮により、県民の安全で安心な暮らしの実現が図られた。 						
3. 成果目標の目標値の実現状況【実施要領第5の2の（3）】						
【定量的指標】						
山地災害防止機能が確保された集落数		目標値	実績値	単位	達成評価	備考
山地災害発生の危険性が高い中山間地域において、治山施設整備等を実施することにより、山地災害防止機能が確保された集落数を追加する。		12	12	集落	達成。	
4. 今後の方針【実施要領第5の2の（4）】						
<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、平成30年7月豪雨災害をはじめとした、局地的な集中豪雨により山地災害が多発・激甚化していることや、また、将来起こりうる大規模自然災害を迎え撃つ、「事前防災・減災対策」を推進する必要がある。 ・このため、山地災害危険地区のうち、災害発生時に人家や公共施設等への影響が大きい箇所を中心に「調査・点検パトロール」を実施し、山地災害の兆候が見られる箇所から優先的に、治山ダム等の施設整備を進めていく。 ・さらに、治山施設の機能が持続的に発揮されるよう、個別施設計画に基づき「機能強化・老朽化対策」を進めていく。 						

(注1) 実施要領とは、「農山漁村地域整備交付金実施要領」のことを指す。